

高松地方裁判所委員会（第23回）議事概要

1 日 時

平成23年12月2日（金）午前10時～午後零時

2 場 所

高松高等裁判所大会議室

3 出席者

（委員）川崎達夫、木原光治、木村斎、小佐田潔、重松蘿、福田勝行、水沼祐治、三谷忠之、

宮武泰子、宮脇初恵（五十音順、敬称略）

（事務担当者）澤田事務局次長、白神総務課長、藤井総務課課長補佐

（オブザーバー）小松民事首席書記官、河野刑事首席書記官

4 議 事（■委員長、○委員、●説明者）

（1）本日の委員会の趣旨説明

■ 本日のテーマは「高松地方裁判所における裁判員裁判の実施状況等について～制度施行後2年を振り返って～（第2回）」である。今回は、委員の皆様に、裁判員候補者として、模擬の裁判員等選任手続に参加していただき、選任手続の実際について理解を深めていただいた上で、①裁判員候補者への接遇、②裁判員候補者に障害がある場合の対応、③養育、介護を行っている裁判員候補者が手続に参加しやすくなるための取組、④性犯罪被害者への配慮等についてご意見を伺いたい。

（2）刑事首席書記官から模擬選任手続の次第等説明

● 裁判員裁判対象事件の審理・判決の日程が決まると、裁判員等選任手続期日に呼び出すべき裁判員候補者をくじで選び、期日の6週間前までに、①「裁判員等選任手続期日のお知らせ（呼出状）」、②「質問票」、③「裁判員候補者の方へのご案内」等を書留郵便でお送りしている。

「裁判員等選任手続期日のお知らせ（呼出状）」では、参加していただくことになる裁判の日程（職務従事予定期間）をご案内している。

「質問票」は、候補者の皆様に、辞退希望の有無等をお尋ねするものであり、辞退希望があれば、返送していただいた質問票に記載された理由を基に、法律で定められた辞退事由があるかどうかを判断し、辞退が認められた方に対しては、呼出しを取り消してその旨をお伝えしている。また、表紙に「お体の不自由な方へ」という欄を設けて、手話通訳、要約筆記、点字翻訳、車いす利用等、体の不自由な方が裁判に参加するに当たって、どんなサポートが必要とされるのかお問い合わせしており、後日、裁判所から詳しい事情をお聞きして、選任手続期日までに、必要なサポート態勢をとるようにしている。

「裁判員候補者の方へのご案内」では、質問票の回答要領等をご説明するほか、小さなお子さんや介護の必要なご家族がおられる方が裁判に参加しやすいよう、一時保育の施設や介護サービスの利用方法を紹介している。また、目の不自由な方のために、表紙の右下に音声コードを印刷し、専用の機械を用いれば、音声で解説が聞けるようにもしている。

（3）裁判員等模擬選任手続

6名の委員の方が裁判員候補者役となり、本日午前10時の裁判員等選任手続期日に呼出を受けたものとして、裁判員候補者待合室及び質問手続室で模擬選任手続を実施した。

（4）刑事首席書記官から選任手続終了後についての説明

- くじにより裁判員等の選任が行われた後、所長が、不選任となった候補者の方々に対し、制度上、一定数以上の候補者に出席いただかないと6名の裁判員を確保できなくなるかもしれないため、選任される裁判員等の人数よりも多くの方に選任手続にお越しいただく必要があること、出席していただいた候補者の方々のご協力で裁判員制度が成り立っていることなどを説明した上で、感謝の意を伝えるとともに、感謝カードをお渡ししている。その後、旅費・日当支給の手続を行い、最後にアンケートへの記入をお願いしてすべての手続を終えている。

(5) 意見交換

- 経験していただいた模擬選任手続等を基に、意見交換をしたい。
- 候補者は、係官の説明を聞きながら「質問票（当日用）」に記載することになるが、候補者の中には、答えを考えるのに時間のかかる方もいると思うので、「問1についてはよろしいですか。よろしければ次に移らせていただきます。」や「ここまでご質問はありますか。」といった確認をとりながら次の質間に移った方がよい。
- 今日の模擬選任手続では時間の制約でそのようになつたものであり、ご容赦いただきたい。実際の選任手続では、候補者から係官に質問が出ることも想定して間をとつており、事前に打合せや検討をしている。
- 説明を受けても緊張感で頭に入りにくい。補充裁判員とは何かということの説明があつたかもしれないが、理解できていない。
- 補充裁判員に関する説明は、今日は補充裁判員を選ばないという設定だったので、時間の関係で省略した。普段は、補充裁判員を2名選任するので、裁判員が欠けたときに裁判員に繰り上がる補欠のような立場ですという趣旨の説明をしている。
- 呼出状を送付する際に、手続の流れを記載したダイジェスト版等の案内を候補者の方に送れば、ある程度事前に理解ができるし、その上でオリエンテーションの説明を聞けば、頭に入るのではないか。
- 11月に名簿登載の通知と一緒に手続の流れを説明したDVDを送付している。個別の事件で呼出状を送付する際には裁判員のことを説明した資料を同封している。
- 個別質問の際には、裁判官は、裁判に参加することに差し支える事情等を一方的に尋ねるだけなのか、場合によつては、「そんなことないでしよう。頑張ったら参加できませんか。」とまで言うのか。
- むしろ、どこまで義務として参加した方がいいのか疑問に思つてゐる方もいて、そういう方には、どれほど支障があるのかお尋ねするとともに、裁判員等に選任された場合に予想される拘束時間等を説明した上で、最終的にはご自身に決めていただいている。本当に参加すると困るという方に対して「頑張ってください。」という言い方をすることはない。
- 候補者として呼ばれたが、抽選にはずれ選任されなかつた方の守秘義務はどうなつてゐるのか。
- 選ばれなかつた方は裁判員候補者という立場であるが、候補者には法律上、守秘義務はない。守秘義務がないこととの兼ね合いで性犯罪の被害者等のプライバシーにかかわることは候補者にはお知らせしていない。選ばれた方には評議室で被害者の名前が記載された起訴状をお見せし、事件と関係する方がいないか最終確認し、もし、関係する方がいれば、場合によつては、この段階での解任が、理屈の上ではあり得る。
- 被害者、加害者について自分と関係があるかどうかは自己申告か。
- 手続の中ではそうである。ただし、検察官及び弁護人には、選任手続期日の約3日前に、呼出状を送付した候補者の名簿を渡しているので、被告人や被害者に確認することによつて、事件と関係する人がいないかチェックすることは可能である。
- 裁判員はくじで決まる。同じような犯罪であつても誰が審理するかによって、差が出るこ

とはないのか。

- 別の人が選ばれたら違う結論になる可能性は否定できない。これは、裁判官だけによる裁判の場合も同じである。ただし、裁判員裁判は一審であり、不当な結論に対しては、高裁、最高裁という三審制の枠内での是正が保障されている。
- 裁判員には裁判官から守秘義務の細かい説明はされていると思うが、例えば、裁判員の方から、家族にしゃべってはいけないのかという質問はあるのか。判決に至るまでの評議の中身までは外に出すべきものではないということは理解するが、制度を定着させるためには、ある程度、評議の雰囲気について公表してもらえるとよい。
- 裁判員等に選ばれた方は、職場や家族に、裁判員に選ばれたかどうか連絡する等、必要な範囲で話してもらうのは構わないという説明をしている。裁判が続いている間は裁判に集中していただきたいので、守秘義務がありますので話さないようにしてくださいとだけ言っている。裁判が終わった後に、守秘義務の範囲の細かい説明をしている。「裁判員等の職務が終了したので、自分が裁判員等を務めたことは誰に話してもよい。また、守秘義務があるのは職務上知り得た秘密であり、公開の法廷で行われていることは秘密ではない。したがって、事件の内容については、起訴状は法廷で読み上げられるし、証拠の内容もすべて法廷で明らかにされるので秘密ではない。判決も公開の法廷で読み上げられるのでどういう結論になつたかは秘密ではない。ただし、結論が出るまでの話し合いの内容は秘密の対象になる。裁判員を経験してどういう感想を持ったかは、心の中でどう感じたかがあるので秘密の対象ではない。感想はいろいろな方に話をさせていただいて構わない。」という話をしている。
- 性犯罪の事件で裁判員の半数以上に女性が選ばれる場合には、刑が重くなる可能性が高いと思う。性犯罪に関しては考慮していただきたい。
- 人それぞれで、男性でも女性より重い刑の意見を述べる方もいるのではないか。
- 男性、女性ということを言っていると、6人がすべて高齢者であったり、若い人だったりすることもある。性犯罪だけ考慮するというのは難しいのではないか。
- 被害を受けた女性の立場からすれば、その心理的負担は大きいと思う。男女の性差も踏まえた妥当な判断にどう近づけていくのかということはあると思う。
- 性犯罪の刑の重さに関して言うと、裁判官のみで裁判する時は刑が軽すぎるという印象をお持ちの方もいるようである。法曹と世間一般の方との認識のギャップを、裁判員裁判を通じて少しでも埋めていきたい。
- 「刑事裁判のルール」を説明する際、口頭では「法廷で取り調べた証拠」と言っていたが、説明の際に配付した書面にも「証拠のみに基づいて」とするだけでなく、「法廷で取り調べた」という言葉を付け加えた方がいいのではないか。また、「常識に従って判断して、被告人が罪を犯したことは間違いないと考えられるときは有罪にする」と説明した後に、「常識に従って判断して、有罪とすることに疑問が残るときは無罪としなければならない」と説明しているが、順序を逆にした方がいいのではないか。疑いあれば無罪、そうではなくて確実に罪を犯していると判断できる場合だけ有罪であると。
- ご意見を参考に検討させていただく。
- 犯罪被害者支援の会に出席した時に、被害者の家族が裁判の傍聴を行ったが、傍聴席の一番前の席で見たいのに、一番前が記者席になっていたという話をされていた。これは何か理由があるのか。
- 記者は、国民の要請を受けて、すべてが見通せる場所で裁判長の判決の読み上げの様子や被告人の様子等を見て記事にしたい。そういう要望を受けて、どこの裁判所も一番前が記者席になっていると思う。犯罪被害者の方の要望があれば臨機応変に対処していくべきと思う。
- 被害者の傍聴の申出は、検察庁を通じて裁判所にされるのが一般的である。裁判体から指

示を受けて、被害者の方は前から3列目ぐらいに座っていただくことが多い。被害者の傍聴への配慮は十分する必要があるので、傍聴席の数を超える傍聴希望者が来て、傍聴が抽選になる場合でも、被害者の席をあらかじめ確保した上で、抽選を行っている。被害者から一番前の席に座りたいという申出を受けたことはないが、もし申出があれば検討したい。

- 裁判員裁判の場合には、事前に、検察官と弁護人に傍聴席確保に関する要望の有無を書面で確認している。要望にはなるべく応じるようにしている。
- 裁判員として、知的な障害のある方はどうか。
- 知的な障害があり裁判員としての務めを果たすことができない場合には、裁判員等になることはできない。ご自身や家族等からの申出や資料に基づいて裁判所で慎重に判断し、名簿からも削除することになる。
- 「点字翻訳」のサポート要請があった場合、6週間の間に準備ができるということか。
- 裁判員裁判の場合は、証拠書類の取調べは、検察官や弁護人が読み上げてそれを聞く形で行うので、証拠の内容を事前に点字翻訳しなければいけないということはない。ただし、裁判員等に対して、裁判所からは起訴状の写しをお渡ししており、また、検察官や弁護人が、冒頭陳述(証拠調べの前に検察官や弁護人が証拠によって証明すべき事実を明らかにするもの)や、論告・弁論(証拠調べの後に検察官や弁護人が述べる意見)を口頭で行う際に、その要旨を記載した書面を配付することがある。これらは、点字翻訳することになるであろうが、数が少ないので準備は可能であると考えている。
- 裁判員裁判をする裁判所には点字翻訳プリンターという機械が備えられていて、職員が点字化の作業をすることができるようになっている。

5 次回予定

平成24年6月1日（金）午前10時から2時間程度

(場 所) 高松高等裁判所大会議室（6階）

(テーマ) 「調停制度の広報等について」